

「子どもと携帯電話」について考える

— 記号教育の必要性 —

佐野 真一郎
藤本 忍*

1. はじめに—無秩序な携帯電話社会—
2. 子どもの携帯電話所持による弊害
 - 2-1. 不適切な書き込みによるトラブルの発生
 - 2-2. 携帯電話依存による学力の低下
 - 2-3. 地域や家庭のバリア機能の低下
 - 2-4. コミュニケーション能力の低下
3. それぞれの立場における「思惑」の差異
 - 3-1. 子どもと親
 - 3-2. 学校
 - 3-3. 携帯電話業界
4. ネット社会を生きるスキル
5. おわりに—記号力・記号教育の必要性—

1. はじめに～無秩序な携帯電話社会～

15年前は普及率が10%にも満たなかった携帯電話も、現在は誰もが当然のように使う道具となり、その普及率も88.5%¹⁾に達している。仕事で飛びまわるビジネスマンだけではなく、主婦や老人、そして子どもまでもが当たり前のように携帯電話を使う時代。もはや回線数は固定電話を上回り、現代社会には決して欠かすことのできない情報インフラの一つとなったと言っても過言ではない。しかしこの急速な普及とは対照的に、これほど利用者に、利用可能範囲を理解されないまま使われているメディアも珍しい。当初は移動して使える「電話機」として登場した携帯電話だが、近年は急速に高機能化をとげ音声通信だけでなく文字や画像、動画までもがやりとりできる、超小型のインターネット端末として世の中に広く普及している。実はこの変化の中で、携帯電話は重要な本質の変化を遂げている。本来、電話とは離れた二点間の遠隔通話を実現するシステムであり、携帯電話も当初はその延長線上のものであった。これをNTTドコモがiモード²⁾対応機種を発売し、携帯電話がインターネットへの接続機能を得たことにより、大きくその方向性を変化させる。これまで一対一を結ぶだけの「電話」から、一対多を結ぶ情報発信のターミナルとして生まれ変わったのである。これまでの歴史の中を振り返ってみると、個人が簡単に不特定多数へ対しての情報発信を行えるメディアは存在していない。テレビやラジオの放送には放送免許が必要でありその運用は法律によって厳格にルールが定められている。また特定の周波数帯によって不特定多数と通信を行うことができるアマチュア無線の運用にも当然免許が必要であり、その電波を使用して行うことのできる通信は「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」と電波法施行規則において厳格に定められている。それにも関わらず、インターネットの利用に関してはほとんどルールによる制約も無く、子どもでも自由に使える現状には大いに問題があるものと思われる³⁾。また、これが従来の「電話機」の外観とさほど変化していないこともあってか、その重要な通信ターミナルとしての携帯電話の本質に気がつかないまま使っている人々は決して少なくない。

本稿では、インターネット端末としての携帯電話を使うことによって生じる問題点や、これからのネット社会を生きるために必要な考え方、そして家庭での情報教育の必要性について言及していきたい。

1) 近畿総合通信局が管内近畿2府4県の移動体通信の普及状況を調査している。その一連の資料として全国の都道府県での移動体通信の普及率について、平成17年の国勢調査を基に、平成21年の6月末での普及率を公表(http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/new/2009/090831_01.html)している。

2) NTTドコモは、1999年2月に本サービスを開始している。

3) 例えば、平成14年には「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が制定されるなど、法制化も行われているのだが、情報機器の技術の進展、そしてその普及の速さは人類史上異例の進捗であり、従来の法制化の手順を遵守するだけでは手に負えなくなっている現実がある。すなわち、社会システム自体もその変革を迫られているといっても過言ではない。

2. 子どもの携帯電話所持による弊害

子どもが携帯電話を所持することで予想されるトラブルや問題点⁴⁾の中で、特に身近な事例について考えてみたい。その多くが、子どもや子どもを取り巻く周囲の大人達がインターネット端末としての携帯電話の本質を理解していないことによるものである。

2-1. 不適切な書き込みよるトラブルの発生

インターネットとは共通のインターネット・プロトコル技術を利用して世界中のコンピュータが相互に接続された巨大なネットワーク網である。その特徴からも、自らの発信する情報や電子掲示板等における書き込みは常に不特定多数の目にふれるという可能性を十分に考慮する必要がある。ところが、それを意識しないまま友人同士の親しい「内輪」だけが見ているという錯覚・誤解によって書き込まれた情報は、時として大きな社会問題となる可能性がある。

例として、大手飲食チェーンでアルバイトをしている者が、客の容姿を中傷するような発言をインターネット上の掲示板等へ書き込みを行ったり、「店のフライヤーでゴキブリを揚げて遊んだ」などという店の信用に関わるような「発言」をすること等により、その飲食店の本部をも巻き込んだ騒動に発展するというケースも少なくない。また、自らの不法行為をインターネット上で暴露することによって、学校や勤務先への苦情が全国から殺到するというケースも見受けられる。いずれの場合も、不特定多数がその書き込みを見ているという事態を意識しないまま、仲間内だけで話しをしている感覚で不用意な「発言」をしたことに起因している。

2-2. 携帯電話依存による学力の低下

メールや掲示板でのやりとりに夢中になるあまり、常に携帯電話を手放すことが出来ずに依存状態に陥るケースも多く見られる。

一例として、勉強中はマナーモードにして携帯電話を触らない決まりであったとしても、メールの着信があった瞬間からその内容が気になって仕方がなくなり、大幅に学習の集中度が低下する。また携帯電話でのやりとりに夢中になるあまり、家庭での勉強の時間が低下したり、睡眠不足により学校での授業にも弊害が出るなどのケースも多々見受けられる。兵庫県の尼崎市教育委員会が実施した平成20年度の「学力・生活実態調査」⁵⁾においても、「携帯電話を持っていない生徒は持っている生徒より比較的、偏差値が高く、また携帯電話を持っていない生徒が持つようになると偏差値が下がる」という結果が報告されている。

4) 拙稿「子どもと携帯，インターネット」豊橋創造大学短期大学部研究紀要第26号所収の第3章に、子どもが携帯を所持した場合のトラブル等を詳述している。

5) 兵庫県尼崎市「平成20年度学力・生活実態調査報告」を参照のこと。
(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/school/101houkoku.html>)

2-3. 地域や家庭のバリア機能の低下

かつては子どもを悪意ある他者から守っていた家庭や地域のバリア⁶⁾も、子どもが携帯電話を手にするによって機能を失いつつある。距離や時間の制約を受けること無く外部との接続ができてしまう携帯電話によって、これらのバリアをバイパスし、悪意ある他者からの誘惑や不適切な情報がダイレクトに子どもたちへ届く結果を招いている。テレビなどの報道においても少年少女が巻き込まれる事件を目にする機会は決して少なくはないが、彼らの親や周囲の大人達のインタビューでよく見られる「なぜこんなことになってしまったのか」というコメントは、まさにこの問題を象徴している。周囲の大人のバリアをバイパスして子どもに直接飛び込んだ様々な「悪意」は最悪の事態となるまで顕在化しない場合が多い。

2-4. コミュニケーション能力の低下

家族の団欒の時間であるはずの食卓においても携帯電話が手放せず、メールや電話の着信があるたびに会話や食事が中断する。場合によっては食事もそこそこに、携帯電話を持って部屋へ籠ってしまう。かつては「食事時にテレビを見ている家庭では家族の団欒が損なわれる」ということも言われた⁷⁾が、テレビの場合はその場にいる全員が同じ画面を見て同じ情報を共有できるという意味においてはコミュニケーションが成立している。ところが家族のそれぞれが携帯電話を手にはしている場合、空間としては同じ場所にいたとしてもその意識は全く別の方向を向いており、そこには家族の団欒やコミュニケーションは成立していない⁸⁾。また、携帯電話の小さな画面でのメールでのコミュニケーションに慣れた子どもたちは、絵文字や顔文字、独特の略語を多用した短いメッセージをやりとりすることを好む。正しい日本語表現よりも直感的な表現を好む傾向にあるため、物事を正しく伝えるという基本的な日本語能力向上の妨げとなる場合もある。中高生に人気の高い「携帯小説」も、基本的には直感的な短文の連続であり、そこには日本語本来の表現や文法といったものは存在していない。

6) 拙稿前提、第2章の「インターネットの特徴」、並びに第2章2節の「時空間制約からの開放」を参照のこと。

7) 家族の絆、または家庭という枠組みの共同体意識は衣食住を共にすることから醸成されることは、多くの教育学者または社会学者が指摘していることである。

8) 個人が他者との空間に一定の距離間を自在におけるようになったのは、SONYが1979年に発売したウォークマンが爆発的な大ヒット商品になってからだと筆者は考える。その発売から、約30年後、携帯電話はこの音楽機能も取り込み、本稿で述べているような多機能情報端末へと進化を遂げている。この進化の過程で、教育は人間の行動様式を変えるような大発明に対して必要な教育、必要な社会のシステムを準備・構築してこなかった。その弊害が、現在様々なところで顕在化していると見なすこともできる。

3. それぞれの立場における「思惑」の差異

このような状況で様々な対応が図られているが、その立場によって、子どもの携帯電話に対する考え方に差異が発生している。本節では、その点について述べる。

3-1. 子どもと親

携帯電話の所持をめぐって必ず出てくる言葉の一つに「便利だから」というものがある。確かに携帯電話は便利な道具であることは間違いないが、「便利」という言葉の意味するところは子どもと大人では大きく違ってくることに気を付けたい。大人は「いつでも子どもと連絡が取れるから便利」と考えているが、子どもは携帯電話を便利な「コミュニケーションツール」として考えていることが、株式会社NTTアドの実施した「子どもの安全と携帯電話についてのアンケート」⁹⁾の結果からもよくわかる。「携帯電話のメリット」という問いに対して、親の回答のトップは「緊急時に連絡が取れる」2番目以降も「どこにいても居場所が確認できる」「子どもがトラブルに巻き込まれてもすぐに知ることが出来る」といった回答が続き、子どもとの連絡に最も重点を置いている。これに対して子どもの立場からは「いつでも友達と会話ができる」「友達との仲が深まる」といった回答が上位にやってくることから、親子の間での携帯電話に対する認識が大きく異なっていることがよくわかる。

3-2. 学校

文部科学省が公立の小学校2万1800校、中学校1万45校、高等学校4455校を対象に調査した結果¹⁰⁾（2008年12月現在）によれば、小学校では約94%、中学校では約99%が校内への携帯電話の持ち込みを原則として禁止している。学校での教育活動において携帯電話は本来必要のないものであるが、全国的にも子どもが巻き込まれるトラブルが多発していることもあり、情報モラル教育に乗り出す学校も増えつつある。ただし、地域や学校ごとに携帯電話の所有率や意識の違いもあり、その取り組み方は学校ごとに大きく異なる。また、携帯電話やインターネットの知識を持った教職員ばかりではないことや人材不足によって教育現場に戸惑いや混乱が見られる場合もある。本来、学校が取り組むべきなのは教育現場の中でのインターネットの有効な活用方法の模索であり、携帯電話の使い方やモラルの教育は家庭の責任において行われるべきものである。

3-3. 携帯電話業界

携帯電話各社では、子どもに持たせることを前提としたGPS機能などを搭載した機種をラインナップしており、未成年者の利用には原則としてフィルタリングサービスを適用する

9) ㈱NTTアド「子どもの安全と携帯電話についてのアンケート」を参照のこと。

(<http://www.ntt-ad.co.jp/news/20060329/20060329.pdf>)

10) 文部科学省「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」の結果についてを参照のこと。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/01/1234723.htm)

ことになっている。また子どもが安全に携帯電話を利用するためのルールやマナーを記載した冊子を配布するなどの啓蒙活動も活発に行なっている¹¹⁾。これらの取り組みには一定の評価はされるべきであるが、携帯電話会社の目的はあくまで携帯電話の販売と利用促進であることを忘れてはならない。また、有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリングサービスも決して万能ではない。各携帯電話会社はURL提供会社（ネットスター株式会社¹²⁾）がカテゴリ分けされた携帯サイトのリストを受け取り、特定カテゴリに含まれるサイトへのアクセスを制限する（ブラックリスト方式）。2009年1月からは業界団体であるEMA¹³⁾が認定したサイトへのアクセスは許可されるというホワイトリスト方式と併用されることになった。つまり、URL提供会社がフィルタリング対象となる「特定カテゴリ」に分類されたサイトであっても、EMAが「健全サイトである」と認定すればアクセスが可能となるのである。ちなみにEMAは主にコンテンツ提供企業によって構成された業界団体であり、その中立性や審査基準には疑問が残る。

4. ネット社会を生きるスキル

上述してきたことから、以下に八点、このような情報化社会の中で子どもを守る術を提案する。

1. インターネットの体験はパソコンから行う

インターネットは一つの大きなインフラではあるが、携帯電話からは全てのコンテンツが閲覧できるわけではない（逆に携帯電話からしか閲覧できないコンテンツも存在する）。インターネット上の膨大なサイト、コンテンツは大まかに有用な知識や情報が掲載されているホワイトゾーン、有害な情報があるブラックゾーン、有用でも有害でもないグレーゾーンという3つに分けられる。ところが、携帯電話から閲覧できるコンテンツのうち多くは有用でも有害でもない「グレーゾーン」と有害な「ブラックゾーン」であり、有益な情報が多く存在している「ホワイトゾーン」へのアクセスはあまり得意ではない。子どもに携帯電話を持たせる理由の一つに、「子どものうちからインターネットを体験させておきたい」というものがあるが、それであれば尚更、子どもの内はパソコンを使ってインターネットの基本的な知識を得ておくべきである。

2. 携帯電話の必要性や、持つことによるメリットやデメリットについて、子どもと向き合い、充分話し合う

なぜ携帯電話を持つ必要があるのか、持つことによってどのようなメリットがあるの

11) 携帯電話各社は、子どもの安全に対する啓蒙活動を以下のサイトで行っている。

NTT Docomo: <http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/kids/index.html>

au: http://www.kddi.com/anshin/?bid=co_au_top02_0025

SoftBank: <http://mb.softbank.jp/mb/support/3G/filtering/>

12) <http://www.netstar-inc.com/>

13) 正式名称は「一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」のこと。 <http://www.ema.or.jp/ema.html>

か、持たないとどんなデメリットがあるのかとお互いが納得するまでじっくりと話し合う。みんなが持っているから、持っていないと仲間外れにされてしまうから、という理由だけで携帯電話を買い与えることのないように注意したい。また親が一方的に理屈でやりこめてしまうだけでは、子どもの理解は得られない。子どもの考えにもしっかりと耳を傾け、その場で否定するのではなく、親としての「思い」をじっくりと伝える努力を心がける必要がある。

3. 食事の時間には携帯電話を触らない等のルールやマナーを遵守させる

話し合いの結果、携帯電話を持たせることになってもその場ですぐに買い与えることはせず、購入日を半年～1年先に設定する。その上で携帯電話を使う上で必要なルールを時間をかけて決めていく。携帯電話を持つにあたって、やらねばならないことや、やってはならないこと（義務）、その取り決めを守らなかった時に与えられるペナルティ（責任）を明確にすることによって、子どもたちの主体性を養うことにもつながる。また、親子で定めたルールのうち、食事中には携帯電話を使用しない等のマナーについては親もきちんとルールを守ることで子どもへの説得力を持たせる必要がある。

4. テレビや新聞などで報道される携帯電話関係の事件を子どもに説明し、危険性を理解させる

日々報道されるニュースの中から携帯電話が関わる事件やトラブルについて、子どもにわかりやすく説明することは重要である。特にテレビ報道においてはネットや携帯電話関連のニュースは興味本位によるものが多く、本質を理解しにくいものが多い。「なぜそのような事件が起こったのか」「どうすれば避けることができたか」「自分の立場に置き換え、自分の立場であったらどのような行動をするか」といったことを常に話し合うことで、実践的な情報モラルの知識を得ることができる。ただし、そのためには当然、親がこういった話題に対して常時アンテナを張っておくことが求められる。

5. 携帯電話の契約内容や料金明細を把握する

子どもに言われるまま、ショップ店員の勧めるまま契約するのではなく、自ら調べて納得したかたちでの契約をすること。料金プランやネット機能、フィルタリング機能の有無などをしっかりと把握し、不明な点があれば納得できるまで確認することが必要である。そして契約の変更等で必要となる「契約パスワード」や端末の設定変更に必要な「端末パスワード」は子どもに教えるのではなく親の責任において把握、管理する。また最近ではコスト削減のため毎月の料金明細を送付しない場合がほとんどであるが、事前に申し込み（毎月百円程度）をすれば紙による明細を送付してもらえる。これは必ず毎月確認、保存してその内容を把握しておくことも重要である。

6. 段階的な利用をさせる

小中学生の場合、本来は携帯電話の所持は不要である。夜間の外出時（塾など）においてやむを得ず持たせる場合は親の携帯電話を必要に応じて貸し与えること。当然、その際も携帯電話からのネット閲覧やメール送受信はさせないこと。小中学生の場合は、1で述べたように携帯電話よりもパソコンからのネット接続を経験すべき時期である。家族共有のパソコンを使用し、親の指導のもとでネット閲覧やメール送受信の経験を積んでいくことが必要。その中で、ネット上の情報の善悪の見分け方、トラブルに巻き込まれないノウハウなどを身につけていく。ネット社会は日々進化し変化し続けるものであり、子どもに一方的に「指導」するだけでなく親も子どもと共に経験し、学んでいく必要がある。いずれ携帯電話を買い与える場合、「〇年生になったから」「中学生になったから」という理由ではなく、携帯電話を持つために必要な知識を得ているかどうかを重点をおいて判断していただきたい。そして最初は通話機能（通話先固定）とショートメールのみの状態から始め、その子の経験に応じてネット機能やメール機能の制限を緩めていくという段階的な利用が望ましい。

7. 携帯電話以外の選択肢がないかどうか考える

最近では携帯電話の付加価値としてGPS機能を中心とした「見守り機能」が充実した子ども向けの製品も多く発売されている。不審者との遭遇や連れ去り、または不慮の事故等で身動きが取れなくなった場合などにおいては、これらの機能が有効に作用することも大いに考えられる。しかし、子どもに「携帯電話を持たせることによるリスク」を考えた場合、無条件に携帯電話を買い与えることにも問題がある。そこで携帯電話ではない「GPS機能」単体の製品という選択肢も存在する。位置情報の取得にはGPS機能、緊急信号の発信等には既存の携帯電話網（KDDI）を使用しているが電話機としての通話やメール等の機能は一切無い。¹⁴⁾

8. 日頃から子どもと気軽に話し合える家庭環境を構築する

携帯電話やネットの問題については、どうしても知識や技術論で語られることが多い。そして少なからずそういった技術的な知識は無いよりはあった方がいいことは間違いない。しかし、日々の暮らしにおいて携帯電話やネットのトラブルから子どもを守るために最も重要なのは「親子の対話ができているか」ということに尽きる。日頃から親子で話し合える環境がある家庭であれば、子どもが何らかの問題やトラブルを抱えたときに、それが深刻な事態に発展する前に救いの手を差し伸べることが可能となる。親子の対話が困難な状況であると、子どもはそれを自分の力だけで解決しようと抱え込んでしまうことになり、最終的には大きな事件や事故などの「最悪の状況」になるまで問題は発覚しない。逆説的にいえば、常に変化し続けるネット社会において完璧な情報モラル教育は不可能であり、最終的に子どもを守るのは円満な家庭環境ということである。

14) セコム株式会社では、位置情報サービスとしてココセコムを提供している。詳しくは、<http://www.855756.com>を参照のこと。

5. おわりに―記号力・記号教育の必要性―

自分が発した言葉はひとつの「記号」として他者へ届く。それは単に言語としての意味だけに留まらず、周囲の人々に対して感動や喜びを与えることもあれば、逆に悲しみを与えたり心を傷つけてしまうこともある。自分が何気なく言った一言が友達を傷つけてしまった、という思い出は誰にでも一つや二つあるのではないか。本来、人はそのように自分が発する「記号」が周囲に与える影響というものを様々な体験によって体感し、学習する。自分と家族、近所の友達、学校の仲間、そして社会。成長するたびにその世界は広くなり、自分の発する「記号」の影響力や責任も大きなものになってくる。特に芸能人や政治家などであると、ちょっとした一言が大きく世間に取り上げられ、場合によっては責任問題に発展することも少なくない。ところが、インターネットが広く普及した現代については、そのような段階を経ることなくいきなり全国、世界に向けて情報を発信できてしまう。まだ家庭や学校の中しか「世界」を持たない子どもたちの発した何気ない「記号」が本人の意図しない速さで急激に広がることも珍しくない。そしてそれは想像もつかない大きな事件やトラブルに発展することになる。誰でも平等に広く情報発信できるインターネットは人類にとって素晴らしい文明であると同時に、使い方を誤れば取り返しのつかない事態を引き起こす諸刃の剣であることを忘れてはならない。そしてこれからの時代を生きる者にとって、自分が発する「記号」が他者や世間にどのような影響を与えるのかという意識を持つことは絶対に欠かすことはできない。そして家庭や学校においては、子どもたちが適切な「記号力」を身につけるための環境、すなわち「記号教育」¹⁵⁾を行えるような学校・社会でのシステム作りが求められる。

15) これまでの家庭教育・学校教育が想定していた社会とは、現在私たちの暮らすような情報化社会ではない。従来の家庭で行われている躾、学校で教授されるカリキュラム等には、記号力を子どもたちへ教える仕組みがない。すなわち、自らの外見が示す記号、自らが発し、記す言葉という記号、これらの影響力が、現在の情報化社会の中では、かつてないほど強力なものとなっている。もともと教育とは静的な状態を好み、それとは対照的に情報化の進展は動的なものである。この本来相容れにくいものを、いかに近接させるかということが、今必要とされる人類の知恵であり、それこそが筆者が提唱する「記号力」を身につけさせる「記号教育」そのものなのである。

参考資料：（括弧内はホームページタイトル）

「都心の小学生，ケータイ利用の実態は」

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0912/04/news051.html>

「中学生のケータイ利用の実態は」

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0904/21/news012.html>

「ケータイ世代も大事なことは“直接話す”」

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0904/15/news014.html>

『中学生の4割が「禁止されても，学校にケータイを持って行く」』

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0904/01/news032.html>

「小中学生がよく使うケータイの機能は」

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0903/18/news029.html>

『子どもたちは今，ケータイをどう使っているのか——「ネット安全安心全国推進フォーラム」開催』

<http://www.itmedia.co.jp/promobile/articles/0902/03/news112.html>

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会 第二期 報告書」

<http://www.child-safenet.jp/activity/documents/report02.pdf>

「K D D I，18歳未満ユーザーは2月10日よりフィルタリングサービスの対象に」

<http://trendy.nikkeibp.co.jp/article/news/20090113/1022675/>

「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のホームページ」

<http://www.ema.or.jp/ema.html>

「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 認定サイト情報」

<http://www.ema.or.jp/evaluation/community/index.html>

「携帯事業者，フィルタリングにE M A 認定“健全サイト”を反映へ-ニュース：ITpro」

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20080912/314735/>

『「子どもの携帯電話利用状況」に関する調査結果（gooリサーチ）』

<http://research.goo.ne.jp/database/data/000256/>

『携帯電話が子どもの勉強に及ぼす影響』

<http://how-to.jp/topics/phone.html>

『碧南・P T A 連絡協：「小中生に携帯持たせぬ」緊急アピール採択/愛知』

<http://mainichi.jp/area/aichi/news/20100123ddlk23100137000c.html>

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会-子どもネット研」

<http://www.child-safenet.jp/index.html>

「子どもに携帯「持たせる・持たせない」二択ではなく，段階的利用を」

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2009/04/17/23190.html>

「そのSNSは子どもにとって安全か？ 保護者向けに判断基準を提示」

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/12/15/21875.html>

「ヤフーとネットスター，中高生の保護者向けネット教材を無償公開」

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/09/30/20997.html>

「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書」

<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou5/index.html>

「青少年と携帯電話等に関する調査研究報告書」

<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/keitai/keitai.htm>

「子どものICT利用実態調査」

http://benesse.jp/berd/center/open/report/ict_riyou/hon/index.html

「携帯各社のフィルタリングサービスへのE M A 認定サイトリストの反映について（ばらめていうす）」

<http://parame.mwj.jp/blog/0243>